

議案第 93 号

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一
部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
の一部を改正する条例

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平
成 24 年川崎市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要
の整備を行うため、この条例を制定するものである。